

鶴ヶ島市立小・中学校学区審議会条例

(設置)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、学区編成に関し必要な調査及び審議を行うため、鶴ヶ島市立小・中学校学区審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学校教育に関し識見を有する者及び地域に関係のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(関係者の出席)

第6条 次に掲げる者は、関係者として審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

- (1) 市長
- (2) 教育委員
- (3) 市職員のうち市長が指名する者
- (4) 教育長の指名する学校長

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号抄）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、第1条から第13条までの規定中の改正前の条例の規定により、現に非常勤の特別職の職に命じられている者は、その任期満了の日まで在任する。